

ぷちサロン活動応援助成事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、市内で地域住民による仲間づくり、出会いの場づくりを目的に年間定期、不定期を問わず、地域住民が気軽に集う場（「以下ぷちサロン活動」という）を実施するグループが、開催にかかる負担軽減とぷちサロン活動を継続的に活動できるよう応援することを目的とする「ぷちサロン活動応援助成事業に必要な事項を定める。

(実施主体)

第2条 この助成事業の実施主体は、社会福祉法人朝来市社会福祉協議会（以下「社協」という）とする。

(助成対象)

第3条 この要綱で定める助成対象は、地域の仲間づくり、出会いの場づくりを目的に地域住民が気軽に集える活動を行うグループとする。

(助成対象活動)

第4条 助成対象となる活動は、参加住民が5名以上の集いであり、そのうち65歳以上が過半数を占めている集いとする。

- (1) 地域で毎年計画的に行われる年間行事等を除く個人主体に集う任意の活動
- (2) 自主的な講（お大師講等）等で終了後の語らいの場を持つなどの活動
- (3) 地域ミニデイ活動を除く個人同士が集う任意の集まり
- (4) 隣保等の小さいエリアで最寄りでの語らいを目的とした集まり

(助成金の額及び助成の回数)

第5条 助成額は法人予算の範囲内とし、実績に応じて助成金2,000円を上限に100円単位で交付する。ただし、助成回数については年度内12回までとする。

(申請及び決定)

第6条 助成事業を利用しようとするグループは、前もって申請書（様式第1号）を社協に提出するものとする。社協は、申請書に基づき、精査の上、速やかに助成の可否について決定するものとする。

(報告書の提出)

第7条 助成交付決定を受けたグループは、第4条で定めた事業を実施後、速やかに報告書（様式第2号）を社協へ提出しなければならない。

(助成金の交付)

第8条 社協は、前条に基づく報告を受理したときは、内容を精査し適切と認められたものについては、報告書の提出を受けた月に応じて次の通り助成金を交付するものとする。

【実施月】	【助成金支払日】
4～5月	6月末
6～7月	8月末
8～9月	10月末
10～11月	12月末
12～3月	3月末

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか事業に関する必要な事項は、社協が定める。

(附則)

1. この要綱は、平成30年4月1日から施行する。
1. この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

